

■ 学習指導案

※ 島根県立隠岐高等学校における模擬裁判員裁判授業の事前授業で使用するため、同校の武藤立樹教諭が作成した教材をリーガルパークで修正いたしました。

1 単 元

「模擬裁判」

2 指導目標

裁判員制度の概要を理解するとともに、人が人を裁くということの重大性を自覚させる。

3 基 盤

(1) 教材観

平成16年裁判員法が成立したことにより平成21年5月21日以降起訴分から、一般市民が重大刑事事件の裁判員として裁判に加わる裁判員制度が始まった。裁判員候補者の名簿に記載される人は、全国平均で352人に1人が裁判員候補者として選定され、さらにこの中から実際の裁判員が選ばれ公判に参加し、有罪・無罪の、また有罪の場合はその量刑判断まで行わなければならない。

こうした状況に鑑み、模擬的であるにしても生徒が、実生活に即した価値の葛藤を伴う問題を題材として司法判断を下すという行為を通じて、その難しさや重大性を自覚させ、その後の実生活に活かさせたい。

司法制度および裁判員制度について事前学習をし、その後の模擬裁判の本番を得て、今回の学習活動を通じて、裁判において審判を下す、他者を裁くという行為を、より身近で実感のあるものとして捉えさせたい。

(2) 生徒観

教材観で述べたように、多くの生徒は、事前学習を行ったとはいえ法律的な興味や知識は薄いと推察できる。また、地域柄、普段の生活において裁判というものの自体が生徒の生活実感とは程遠いものであると推察される。

(3) 指導勘

生徒たちは、司法制度に関する知識も薄く、まして実際に自分が裁判員に選ばれるという意識、また公民として裁判に参加し、国民の義務を果たすという意識は希薄であると推察される。よって今回の学習活動を通じて裁判において審判をするという行為を、より身近で実感のあるものとして捉えさせたい。また、題材を老人介護疲れからの過失的殺人とすることやまったく接した事のない外からの人材に被告人役を担っていただくことにより模擬裁判

LEGAL PARK

にリアリティーを持たせ、現実の裁判員制度に近い環境を創出したい。このことはまた将来もし自分が本当に裁判員に選出されれば、他者の人生を左右する重大な決断をくださなければならぬということを実感をもって捉えさせることも狙っている。

4 本単元の指導計画

(1) 目標

- 裁判員制度の理解とこの制度に対する各自の意識の喚起。
- 刑事訴訟の手続き、流れについて理解する。裁判員制度の概要を理解する。
- 司法判断を下すことの困難性、重大性について模擬裁判を体験することを通じて理解し、今後の裁判員制度への意識を喚起する。

(2) 教材・教具・資料

- ① 模擬裁判員裁判資料（事前配布）
- ② パワーポイントを使用する場合には、テレビやスクリーン
- ③ ぶら下げ看板（検察官：1，弁護士：1，裁判長：1，裁判官：2）

5 事前授業の流れ（1限）

(1) 裁判員裁判についての講義

「裁判員制度についての学習資料」

(2) 各チームに分かれての作業

指導のポイントは、8参照

検察官チーム・・・法律専門家がサポートするのが望ましい。

弁護士チーム・・・法律専門家がサポートするのが望ましい。

裁判官・裁判員チーム及び傍聴人・・・教師できれば法律専門家

6 本時の授業展開（3限）

流れ	時間	学習内容	教師の支援	発問計画	資料
導入	5分	本時の学習内容の確認する	本時の学習内容（裁判員制度の意義、当事者意識の涵養の重要性について）確認をする。	なし	なし
展開	10分	冒頭手続 人定質問（裁・被）※1 起訴状朗読（検）※1 権利告知（裁・被）※1 罪状認否（被・弁）※1		なし	スクリーン等に、起訴状を表示する。

	50分	証拠調べ手続き 検察側証人（検・弁・裁）※1 弁護側証人（弁・検・裁）※1 被告人質問（弁・検・裁）※1		なし	進行について表示
		論告・求刑（検）※1 最終弁論（弁・被）※1		なし	同上
	50分	裁判官・裁判員は50分時間をとり評議を実施（裁判官・裁判員のみ別室で評議）。その他は、複数のグループになりグループごとに判決を考える。		なし	なし
	15分	判決の言い渡し。裁判員の評議結果を裁判長が宣告。 グループ毎の意見も発表。		量刑判断について	判決主文を表示
講評	15分	裁判体により判決は異なる。厳密な手続きが裁判の適正を保つために重要な意義を有すること、裁判員裁判の意義を説明する。	全体の中で気づいたことを講評する。	なし	なし

※1 カッコ内は担当者と、その順番を表します。

7 役割分担

(1) 配役

裁判長・・・弁護士ないし教師（裁判の流れについて把握している者）

裁判官・・・生徒 2名

裁判員・・・生徒 6名

検察官・・・生徒 4名～10名

弁護人・・・生徒 4名～10名

廷吏・・・弁護士ないし教師（裁判の流れについて把握している者）

証人・・・外部の方が望ましい 2名

被告人・・・外部の方が望ましい 1名

(2) その他の生徒は、傍聴人。評議の時は、4名～10名程度のグループで判決を評議する。

LEGAL PARK

8 裁判官・裁判員，検察官，弁護人役の生徒に対する注意

(すべてのチームに共通すること)

- 執行猶予制度についての説明
- 裁判官・裁判員，検察官，弁護人はチームで対応する。検察官，弁護人チームは，チーム内でさらに尋問及び論告求刑，弁論の担当者を決める。
- 裁判官・裁判員，検察官，弁護人はシナリオを読み込み，質問事項を事前にA 4一枚以上は用意しておく。裁判中に質問事項がひらめいた場合には，その場で質問を追加することができる。ただし，その証人尋問の最中においてのみ可能。遅れて質問することはできない。
- 検察官・弁護人チームは裁判員に具体的な状況を把握させることを目的とした質問を作成するように心がける。
- 裁判官及び裁判員は座って質問をする。検察官，弁護人は立って質問をする。
- 裁判中は，裁判長の訴訟指揮に従って裁判を実施する。
- 起訴状一本主義について触れ，法廷の重要性を説明する。
- 論告弁論を生きたものにするために，証人尋問及び被告人質問があることを説明する。
- 事件の中には，様々な要素が盛り込まれている（例えば，あざのことや介護のこと等），立場によってその事実の意味が異なることを意識し，質問事項を作成するよう心掛けさせる。

(検察官チーム)

- 検察官は国家の処罰権の唯一の担い手であることを意識する。
- 被害者は被告人が蹴飛ばしたことにより死んだということを忘れない。

(弁護人チーム)

- 執行猶予にすべきであることを裁判官に納得させる点を意識する。

9 評議のときの指導上の注意

- 結論，理由という順番で判断し，判決主文及び理由を作成する。
- 検察官，被告人及び弁護人も納得できる判決理由を考える。すなわち，証人尋問及び被告人質問に出てきた事実すべてに対する判断及びその理由に触れるよう心掛ける。

10 傍聴人の注意

- 傍聴席においても裁判中メモを取ってもよい。
- 審理が終わり評議に入った場合には，弁護人チーム及び検察官チームのメンバーも含めて評議のグループを作り判決を考える。